

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2019年（令和元年）9月13日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス福山春日店

所在地 福山市春日町六丁目11番 外6筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）ダイレックス株式会社

代表取締役 貞方 宏司

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

（変更後）ダイレックス株式会社

代表取締役 多田 高志

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 変更の年月日

2019年（令和元年）5月1日

4 変更する理由

代表者変更のため

5 届出年月日

2019年（令和元年）9月5日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2019年（令和元年）9月13日から2020年（令和2年）1月14日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2020年（令和2年）1月14日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課